

芦別市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

平成26年10月

芦別市

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の策定体制	
1 子ども・子育て会議の設置	4
2 庁内検討委員会の設置	4
3 就学前児童及び小学生アンケートの実施	5

第2章 芦別市の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 人口・世帯・人口動態等	
1 人口の推移	6
2 自然動態・社会動態	7
3 将来の人口推計	7
4 世帯の状況	8
5 出生の状況	9
6 婚姻・離婚の状況	9
第2節 教育・保育施設の状況	
1 利用児童数の推移	10
2 幼稚園の利用状況	10
3 保育園の利用状況	11
4 認可外保育施設の利用状況	11
第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
1 時間外保育事業（延長保育・休日保育）	12
2 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	12
3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	12
4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	13
5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業	13
6 地域子育て支援拠点事業	13
7 一時預かり事業	14
8 病児保育事業（病後児保育）	14
9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	14
10 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	14
第4節 芦別市の子ども・子育て支援の課題	
1 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実	15
2 家庭・地域の子育て支援の充実	15
3 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	15

第3章 基本的な考え方	
第1節 目的	16
第2節 基本理念	16
第3節 基本的視点	16
第4節 施策体系	19
第4章 施策の展開	
第1節 子どもの育ち	
1 質の高い教育・保育の提供	20
2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進	23
3 子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり	25
第2節 子どもを健やかに育む家庭	
1 安心して産み育てることを見守る体制づくり	26
2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	31
第3節 子育てを支える地域	
1 地域における子育て支援の充実	32
2 安心・安全な子育てを支える地域づくり	33
第5章 教育・保育提供区域の設定	
第1節 教育・保育提供区域の考え方	35
第2節 教育・保育提供区域の設定	
1 芦別市における教育・保育提供区域	36
2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定	36
第6章 教育・保育施設の充実	
第1節 量の見込み	38
第2節 提供体制の確保と実施時期	39
1 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）	39
2 2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）	39
3 3号認定（0歳、保育園を利用希望）	40
4 3号認定（1・2歳、保育園を利用希望）	40
第3節 教育・保育の一体的提供の推進（認定子ども園について）	41
第4節 教育・保育施設の質の向上	42
第5節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	42
第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実	
第1節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	43
1 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）	43
2 時間外保育事業	43
3 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	44
4 子育て短期支援事業（ショートステイ）	44
5 乳児家庭全戸訪問事業	45

6	養育支援訪問事業	45
7	地域子育て支援拠点事業	46
8	一時預かり事業	47
9	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	48
10	子育て援助活動支援事業（就学後）	48
11	妊婦健診事業	49
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	49
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	49
	第2節 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	50
第8章 次世代育成支援行動計画の評価と課題		
第1節	目的	51
第2節	基本理念	51
第3節	対象	51
第4節	指針となる視点	51
第5節	基本目標	52
第6節	目標実現に向けた施策内容の評価と課題	52
第9章 計画の推進体制		
第1節	関係機関等連携	62
第2節	役割	63
第3節	計画の達成状況の点検・評価	64

資料編（案）

- 資料1 施策一覧（未定・案）
- 資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案）
- 資料3 計画策定の経緯（案）
- 資料4 計画策定組織について（案）
- 資料5 用語解説（案）

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成 11 年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

芦別市においては、平成 26 年度までを計画期間とした「芦別市次世代育成支援行動後期計画あしべつっ子次世代プラン」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

しかし子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、芦別市の子どもと子育て家庭を対象として、芦別市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「芦別市次世代育成支援行動後期計画あしべつっ子次世代プラン」における取り組みの、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期		少年期	
子ども・子育て支援法								
芦別市次世代育成支援行動後期計画								

■上位計画

第5次芦別市総合計画

整合

芦別市
子ども・子育て支援事業計画（仮）

■関連計画

子ども・子育て関連3法
 ◎子ども・子育て支援法
 ◎認定こども園法
 ◎関連整備法

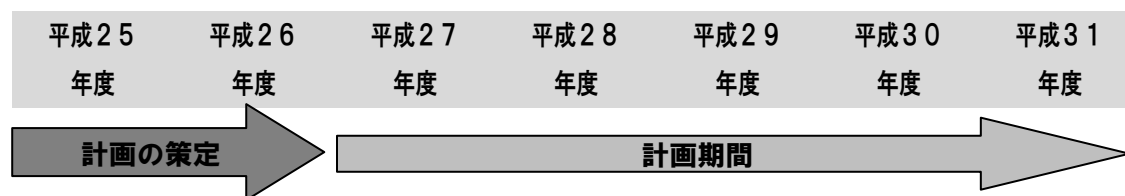
■関連計画

- ・ 芦別市男女共同参画推進計画
- ・ 芦別市都市計画マスタープラン
- ・ 芦別市次世代育成支援行動後期計画「あしべつっ子次世代プラン」
- ・ 第2次芦別市食育推進計画
- ・ 第2次芦別市生涯学習推進計画
- ・ 第2期芦別市障がい者計画
- ・ 第3期芦別市障がい福祉計画
- ・ 第9次芦別市交通安全計画など

第3節 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成します。

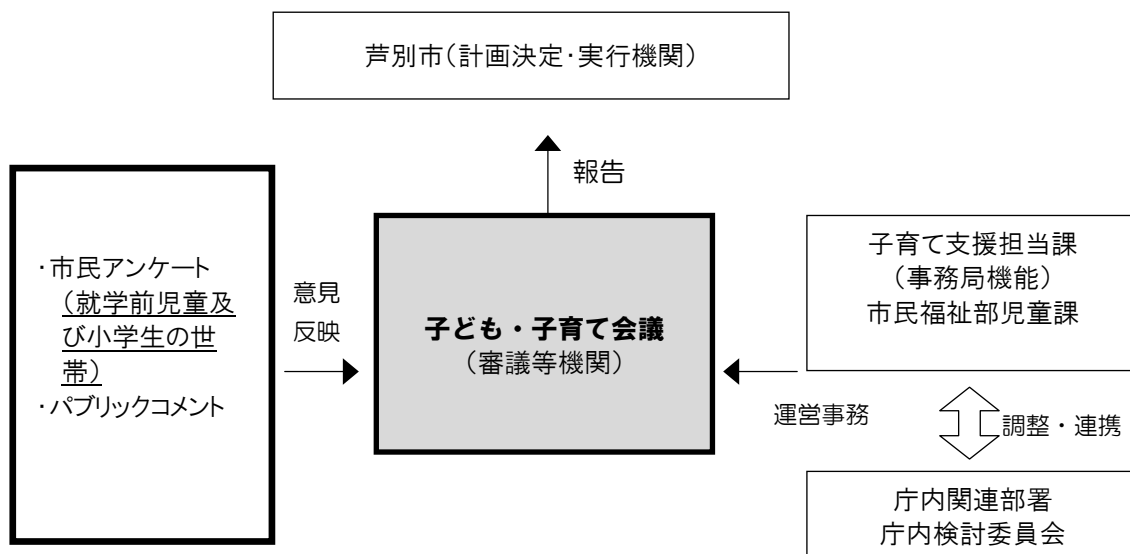
本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。



第4節 計画の策定体制

1 子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「芦別市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



2 庁内検討委員会の設置

芦別市では、子供・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、全庁的な連携体制のもとに、支援計画素案の作成及び次世代育成支援行動後期計画の検証・評価を行います。

3 就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

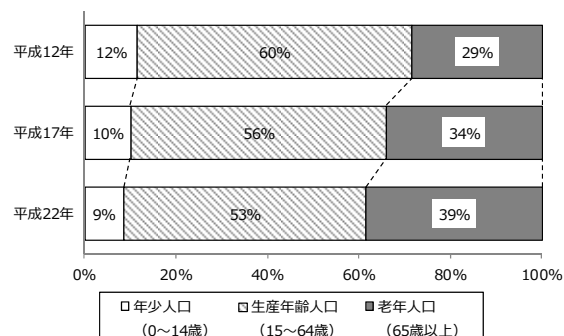
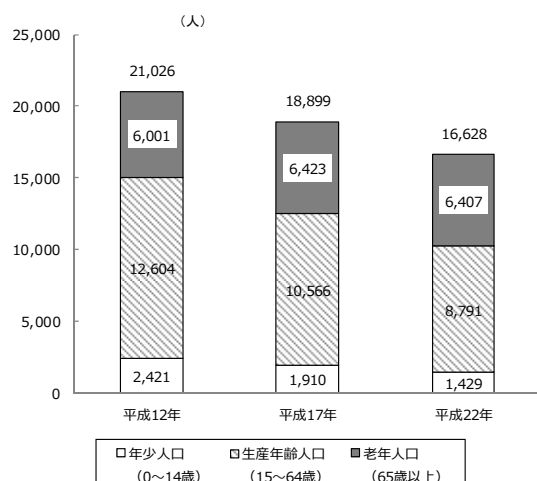
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	458票	368票	80.3%
	小学生	534票	413票	77.3%
対象者の抽出方法	H25.1.31現在、芦別市住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	平成26年2月28日～平成26年3月10日			
調査方法	・未就学児童が属する世帯・・・郵送法（郵送配布・回収）及び幼稚園・保育所を通じての配布回収 ・小学生児童が属する世帯・・・学校を通じての配布回収			

第2章 芦別市の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 人口・世帯・人口動態等

1 人口の推移

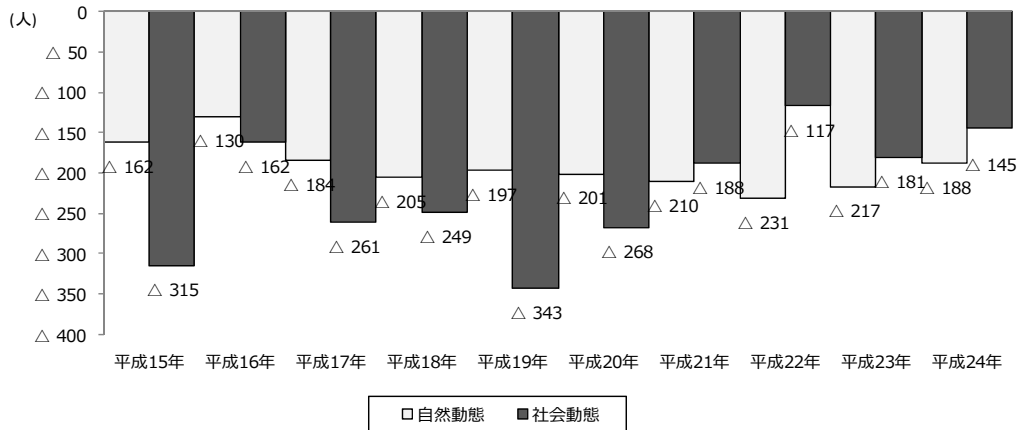
- 平成12年以降、減少傾向である。
- 年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約990人減少し、全体に占める割合も3%減少している。また、生産年齢人口も10年間で約3,800人減少し、全体に占める割合も7%減少している。
- 老年人口は平成12年から平成22年までの10年間で約400人増加、全体の割合は10%増加しており、少子高齢化が進行している。



2 自然動態・社会動態

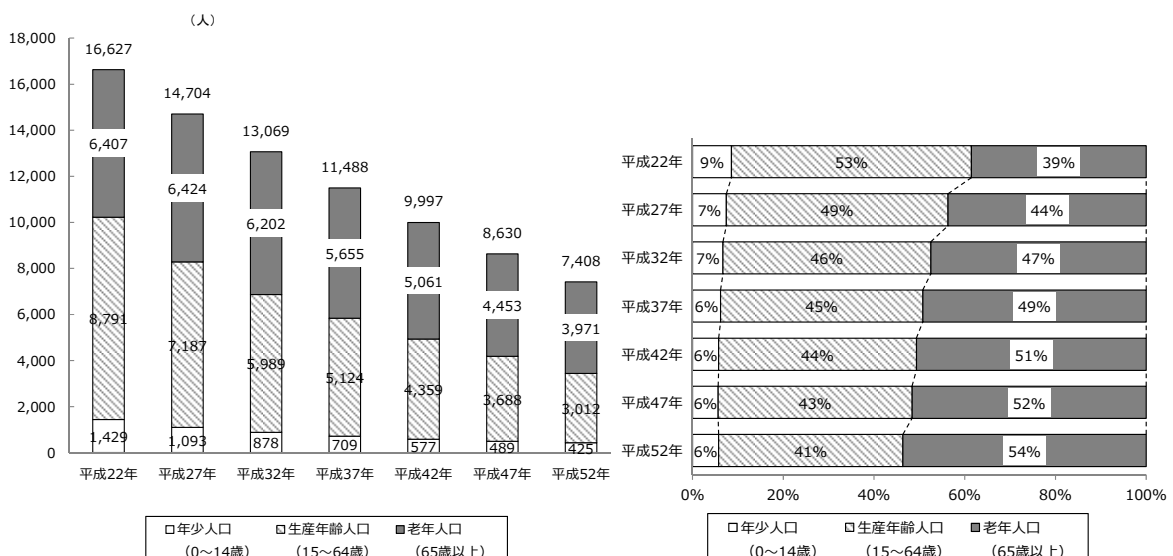
- 社会動態（転入－転出）は、平成15年以降マイナスであり、人口減少の要因となっている。
- 自然動態（出生－死亡）は、平成15年以降マイナスであり、人口減少を加速させている。

■自然動態・社会動態の推移



3 将来の人口推計

- 平成52年には、7,500人を下回ると推計される。
- 年少人口も30年間で約1,000人減少すると見込まれる。

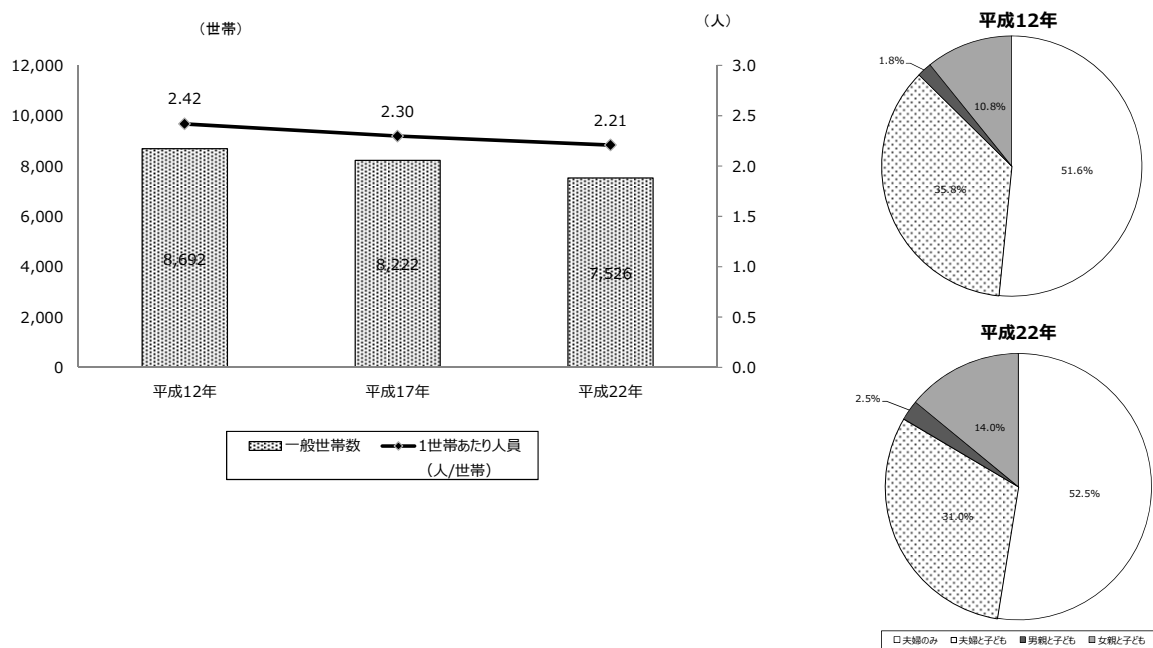


■年齢3区分別人口の将来推計(人口動態研究所)

■年齢3区分別人口割合の将来推計(人口動態研究所)

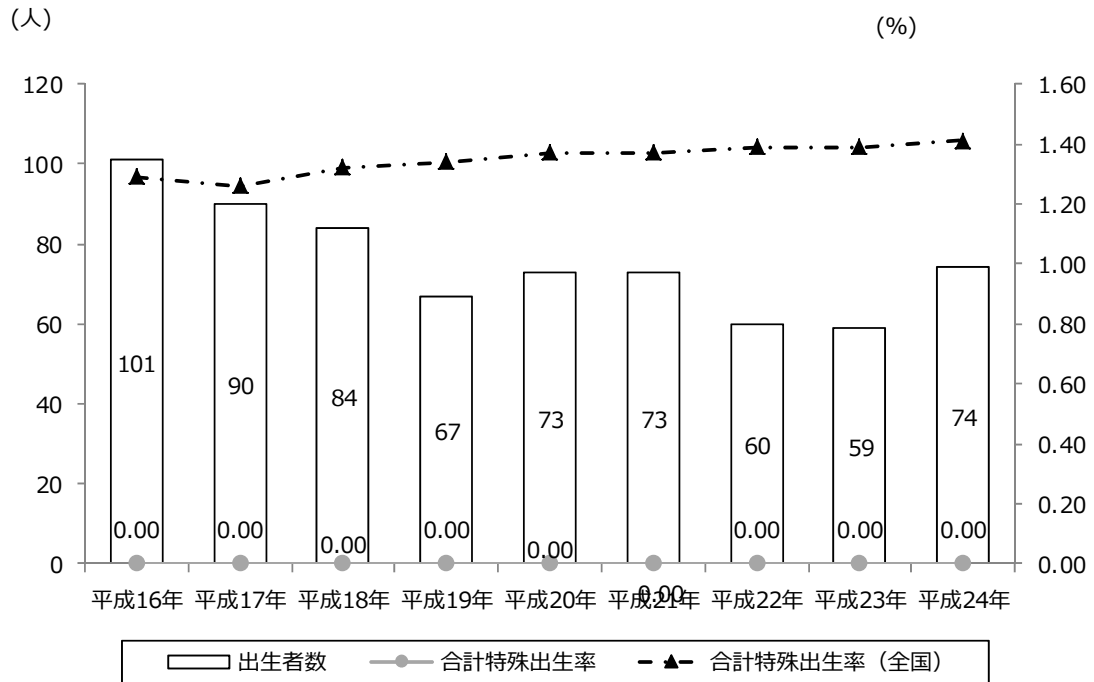
4 世帯の状況

- 世帯数は年々減少しており、平成12年から10年間で約1,160世帯減少している。
- 1世帯あたり人員もまた減少し続け、核家族化が進展している。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」が減少。「夫婦のみ」「女親と子ども」が増加となっている。



5 出生の状況

○ 出生数は、平成 16 年以降、年度による増減はみられるが、減少傾向が続いている。

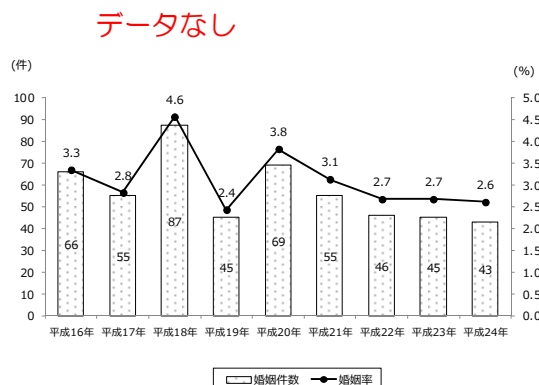


6 婚姻・離婚の状況

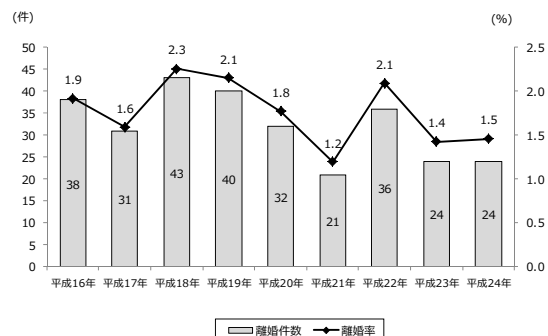
○ 婚姻数、婚姻率は、平成 18 年の突出した増加が目立つが、平成 16 年から平成 24 年の 10 年間で減少傾向である。

○ 離婚数、離婚率は、平成 18 年以降、年度による増減はあるが、減少傾向がみられる。

■ 婚姻数および婚姻率の推移



■ 離婚数および離婚率の推移

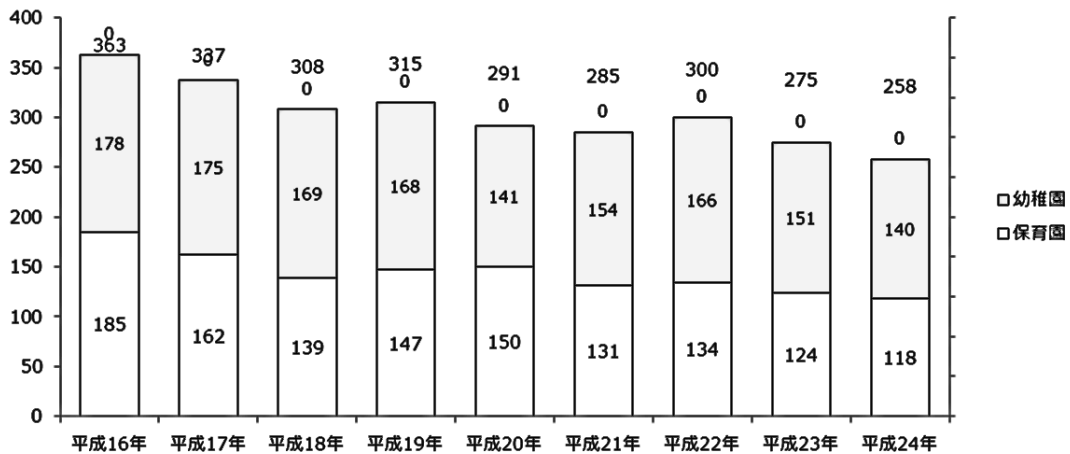


第2節 教育・保育施設の状況

1 利用児童数の推移

- 幼稚園利用児童数は平成16年から平成24年の間140～178人で推移している。一方、保育園利用児童数は、平成16年以降減少傾向にある。
- 全体では、平成17年以降減少傾向がみられる。

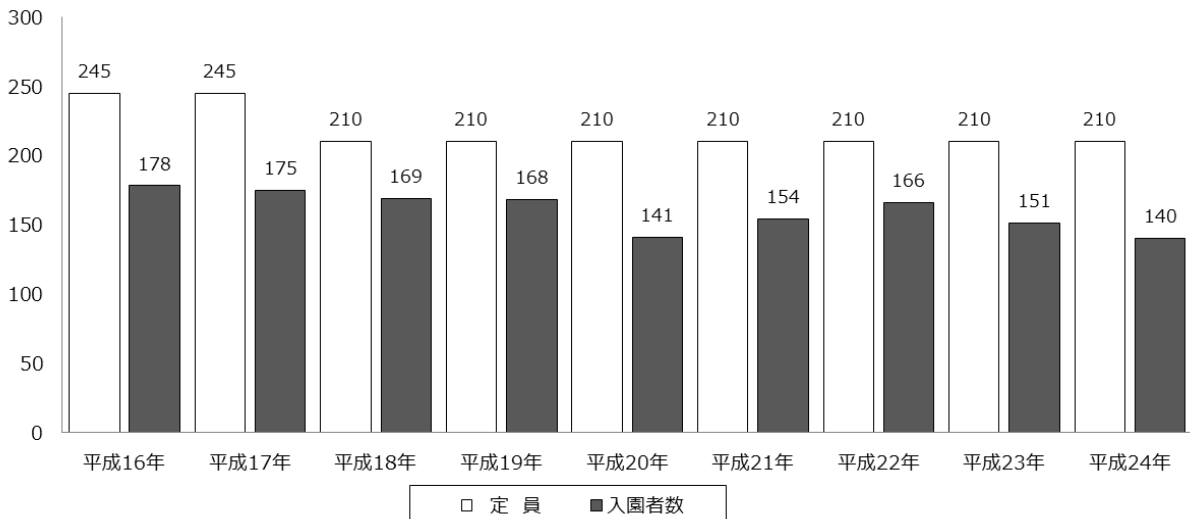
■幼稚園、保育園の利用児童数の推移
(人)



2 幼稚園の利用状況

- 入園者数は、140人前後～180人前後の増減を繰り返しながら推移している。
- 定員数は、平成17年まで245人だったが、平成18年に210人になって以降、変化はない。
- 平成24年の利用者数は定員の7割弱である。

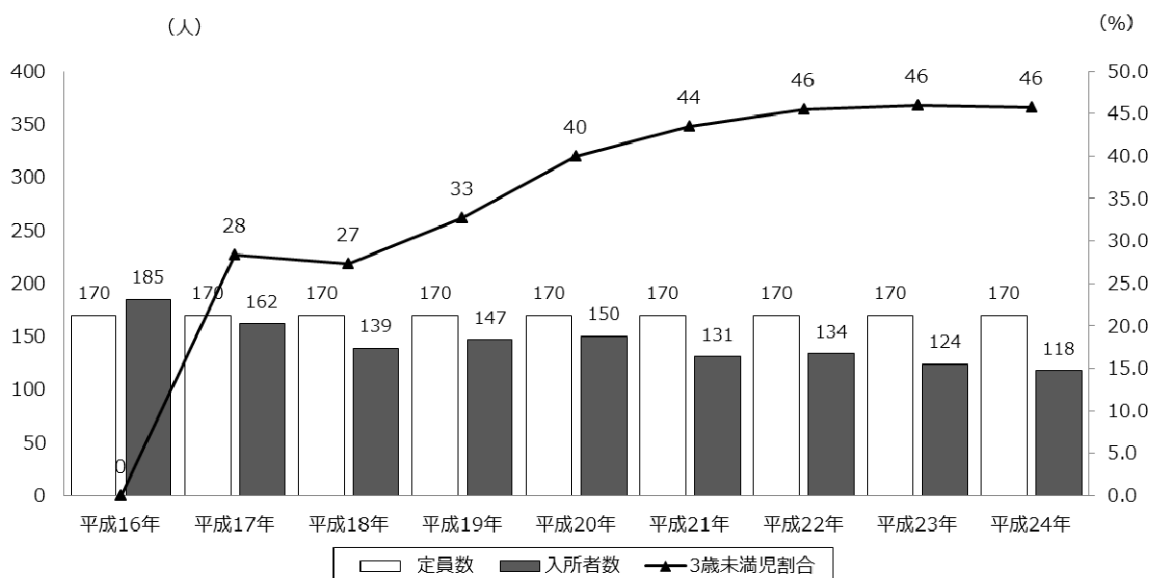
(人) ■幼稚園の定員数、利用者数の推移



3 保育園の利用状況

- 入園者数は平成 17 年から平成 24 年の 8 年間で減少傾向にある。
- 3 歳未満児の利用割合は年々高くなっており、平成 22 年以降は 46% となっている。
- 定員数は、平成 16 年以降 170 人と変化はない。定員に対する入園者数は、平成 17 年で 9 割を超えていたが、平成 24 年には 7 割を下回っている。

■ 保育所の定員数、入所者数、3 歳未満児割合の推移



4 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいう。

○ 事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設で、芦別市では、平成 26 年 4 月 1 日から市立芦別病院と中野記念病院との共同で院内保育所「きらら」を開設した。

【施設数】 1 か所（うち、院内保育施設 1 か所）

【児童定員】 15 人

○ ベビーホテル

①夜 8 時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設

芦別市には該当する施設はない。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、地域子ども・子育て支援事業計画の法定10事業の実施状況について。

1 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間(11時間)を超えて、更に延長して保育を行ったり(延長保育)、日曜日・祝日にも保育を行ったりする(休日保育)サービス。

芦別市は実施していない。

2 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

子どもセンターつばさ内と上芦別保育園内施設を活用し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊び・学習指導・各種体験活動の場を提供している。

(平成25年度実績)【実施校区】2校区

(H25.4.1現在) 【実施か所】2か所(子どもセンター内ひばり児童会1か所、上芦別保育園内すみれ児童会1か所)

【登録児童数】ひばり児童会64人

すみれ児童会17人 合計 81人

3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間(原則として7日以内)一時的に預かるサービス。

芦別市は実施していない。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービス。

芦別市は実施していない。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う。

（平成25年度実績）

訪問家庭数： 65人

訪問率： 97.0%

5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う。

芦別市は実施していない。

6 地域子育て支援拠点事業

子どもセンターつばさの子育て支援センターを拠点に、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う。

○ 地域子育て支援センター

（平成25年度実績）

遊びの広場 利用者数：2,492人

広場開放 利用者数：1,484人

ピヨピヨ広場 利用者数：609人

子育てサロン 利用者数：292人（ふれあい団地）

サークル 利用者数：1,263人

7 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュなどの対象事由により、週3日又は1月に14日以内、ただし緊急預りの場合は1月以内に子どもセンター保育園に預けることができるサービス。

【一時預かり指定園】：事前登録が必要（専用の保育室、専任保育士あり）

公立：子どもセンター保育園

（平成25年度実績） 利用人数：539人

8 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービス。

芦別市は実施していない。

9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。

芦別市は実施していない。

10 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担する。

（平成25年度実績）

利用人数：71人

利用率：81.49%

第4節 芦別市の子ども・子育て支援の課題

1 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化にあわせた、教育・保育のメニューの充実。
- 地域特性に応じた延長保育の拡充。
- 幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の留守家庭児童会へのニーズが高く、引き続き拡充が必要と思われる。
- 一時預かりの柔軟な受け入れ態勢の整備。
- 就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、さまざまな場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要である。
- 子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大。

2 家庭・地域の子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた提供対策の拡充。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子どもなど特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要である。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきている。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが、必要である。

3 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少している。
- 幼稚園、保育園の受入れ体制作りをするための基準や条例を整備する。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、2園ある保育園を1園に統合する。

第3章 基本的な考え方

第1節 目的

急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とします。

第2節 基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、芦別市が目指すべき基本理念として次のとおり掲げます。

『子どもたちが、健やかに生まれ育つ子育てのまちづくりをめざして』

本市では、これまで、次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、家庭や地域の子育てに対する意識が高まるような様々な支援を行うことにより、子育てを通して大きな喜びを実感できるまちづくりを目指してきました。

この計画においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的意識の下に、家族、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、「子どもたちが、健やかに生まれ育つ子育てのまちづくりをめざして」を目指します。

第3節 基本的視点

本市では、「あしべつっ子 ^{ゆめ}次世代プラン」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、子育てや子どもの成

長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが大切です。

本計画の策定及び個別施策の実行にあたっては、以下に示す3つの基本的視点としました。

1 子どもの育ちを支援するまちづくり

子どもたちが健やかに心豊かに成長していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、一人ひとりの子どもに質が高くきめ細やかな教育・保育環境を提供するとともに、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

2 子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくり

子育てについては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つという認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義が十分に理解され、子育ての喜びを実感できるよう、安心して子育てができる環境の整備を進めます。

3 子育てを支える地域を支援するまちづくり

子どもの健やかな成長を実現するためには、社会における一人ひとりが、子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすとともに、社会全体による子育て支援の仕組みづくりを進めます。

子どもの育ちに関する理念

① 乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

② 幼児期 3歳未満

おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。

自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

③ 幼児期 3歳以上

おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

④ 学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

第4節 施策体系

芦別市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、子ども・子育て支援の施策について、方向性をまとめます。

基本理念	基本的視点	基本目標		基本施策
子どもたちが健やかに生まれ育つ子育てのまちづくり	子どもの育ち	目標1	質の高い教育・保育の提供	1 幼稚園・保育園の整備 2 保育士の配置基準 3 利用者へのサービスの充実 4 一時預かり保育の充実 5 延長保育の推進 6 質の高い教育・保育サービスの充実
		目標2	様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進	1 留守家庭児童会の整備・充実 2 障がいのある子や特別な支援が必要な子どもへの支援の充実 3 経済的支援の充実 4 ひとり親等の自立支援の体制づくり 5 不登校児童・生徒への支援の充実 6 児童虐待防止対策の強化
		目標3	子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり	1 福祉と教育の連携 2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 3 家庭児童相談業務の充実
	子どもを健やかに育む家庭	目標4	安心して産み、育てることを見守る体制づくり	1 多様な子育て支援サービスの充実 2 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康づくり及び育児支援体制の充実 3 不妊治療への支援 4 小児医療の充実（子どもの健康管理と事故予防） 5 個別に応じた育児支援 6 食育の推進
		目標5	子育てと仕事の両立を支援する地域づくり	1 一時預かりなどの家庭支援の充実 2 子育てと仕事の両立支援 3 放課後児童の居場所づくり
	子育てを支える地域	目標6	地域における子育て支援の充実	1 子どもの健全育成の推進 2 子育て支援のネットワークづくり 3 子育て支援サポーター等人材育成の推進
		目標7	安心・安全な子育てを支える地域づくり	1 交通安全、犯罪防止等子どもを守る安全なまちづくり 2 公園、道路等生活環境の整備 3 児童虐待対策の強化

第4章 施策の展開

第1節 子どもの育ち

1 質の高い教育・保育の提供

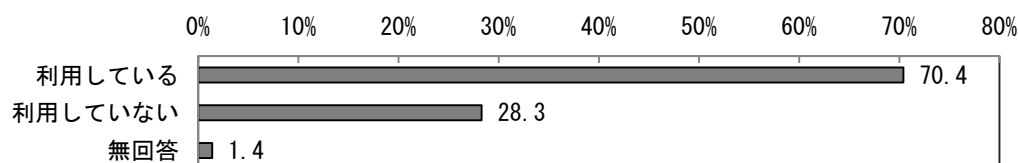
【現 状】

子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の観点から、誰もが必要な時に安心して利用できるような教育・保育サービスの質の向上が求められています。

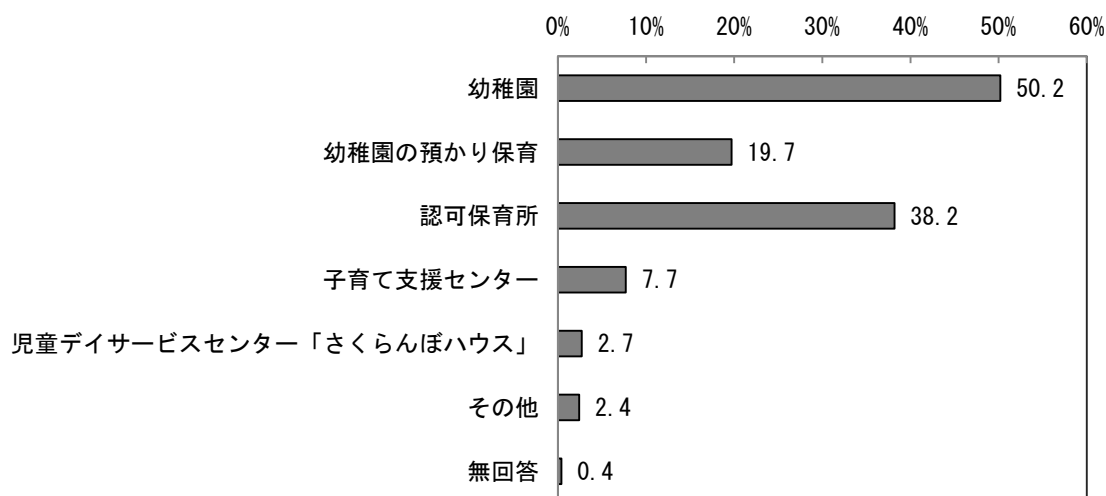
女性の社会進出が進む中、勤務形態の多様化等に伴い、保護者のニーズに合わせ、保育時間や延長保育の充実を図っています。

(1) 定期的な教育・保育の事業の利用に対する主な調査結果

- ① 幼稚園や保育園等、定期的な教育・保育の事業利用の有無について
(アンケートに回答した全てのかたが対象)

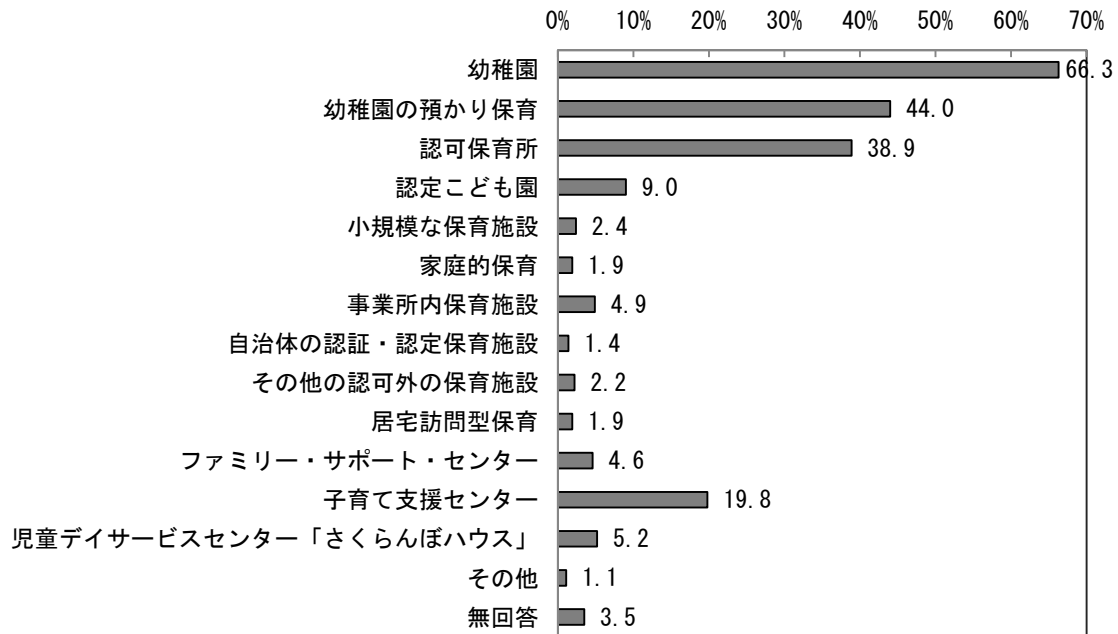


- ② 平日の教育・保育の事業のなかで、年間を通じ定期的にご利用している事業について (幼稚園や保育園等を「利用している」と回答のあったかたが対象)

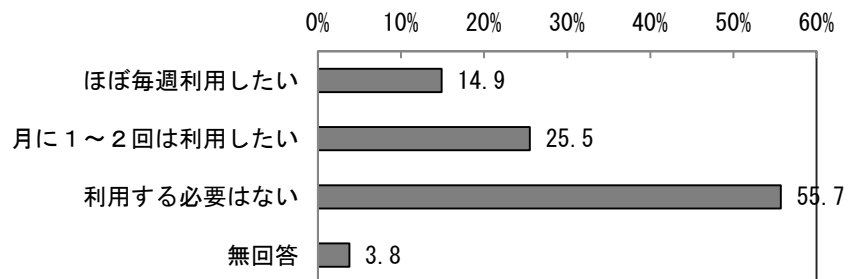


(2) 定期的に利用したい教育・保育事業の利用希望に対する主な調査結果

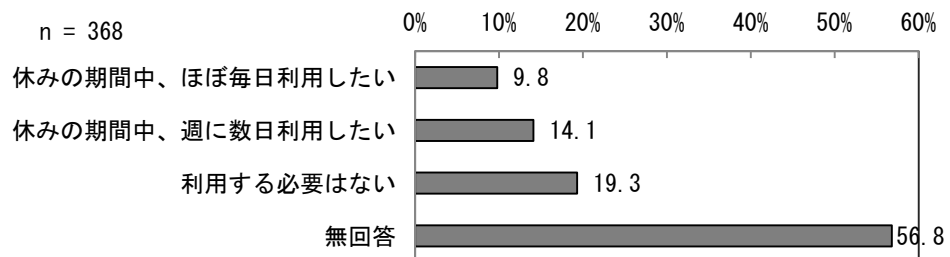
① 定期的に教育・保育の事業を利用したい施設等について（アンケートに回答した全てのかたが対象）



② 土曜日における定期的な教育・保育の事業の利用希望（アンケートに回答した全てのかたが対象）



③ 長期の休暇期間中における定期的な教育・保育の事業の利用希望：幼稚園を「利用している」と回答のあったかたが対象



【課 題】

保育計画等に基づき、児童や保護者のニーズを正確に把握・検討し、保育サービスの計画的な提供及び待機児童が発生しないようなサービスの充実に努めます。

保育士の配置基準については、国の配置基準を上回る配置を行い手厚く保育します。

また、発達段階に応じた質の高い教育・保育が必要されることから、各種研修会・講習会等に積極的に参加し、保育士等の専門性の向上と質の高い人材の安定確保を図ります。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
幼稚園・保育園の整備	発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供を図ります。 ○週案 ○月案 ○個別の指導計画	児 童 課
	上芦別保育園については、利用児童数が年々減少しており、平成26年度では、定員60人に対し、23人と大幅に定員割れをしていることから、すべての子どもに等しく公平な保育環境を提供するため、平成27年度末をもって閉園し、子どもセンター保育園と統合します。 ○保育園の統廃合	
保育士の配置基準	国の基準では、1・2歳児童6人につき、保育士1人のところ、本市では、5人に保育士1人を配置します。	児 童 課
利用者へのサービスの充実	保護者のニーズを正確に把握検討し、受け入れ児童数の計画的な拡充等で待機児童が発生しないようなサービスを行います。	児 童 課
一時預かり保育の充実	勤務形態の多様化等に伴い、保護者のニーズに合わせ、保育時間の充実に努めます。	児 童 課
延長保育の推進	保護者の勤務形態に合わせ、保育時間の延長を図ります ○現在の保育時間を30分延長し、7：30～19：00まで保育	児 童 課
質の高い教育・保育サービスの充実	各種研修会・講習会等に積極的に参加し、保育士等の専門性向上と質の高い人材の安定確保を図ります。 ○年間研修等計画書の作成及び実施 ○内部研修の充実	児 童 課

2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

【現 状】

少子化で乳幼児の出生率が減少しているにもかかわらず、共働き家庭の増加によって、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）のニーズが高まっています。

現在、本町（ひばり児童会）・上芦別（すみれ児童会）地区に2つの留守家庭児童会を設置しており、地域の実状に応じて開設しています。

また、障がい児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるようにする観点から、ニーズの把握に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携により、総合的な支援体制づくりを進めるとともに、療育推進協議会などのなかで、障がい児に対する意見交換の場や問題検討などを行っています。

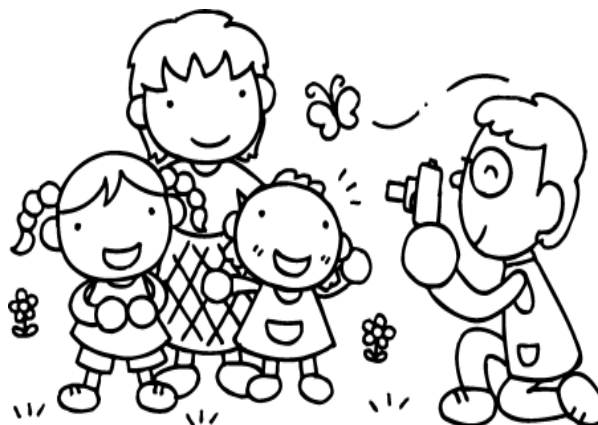
ひとり親家庭等については、子育ての負担感がいっそう大きいのが現状です。子育てと仕事を両立させながら経済的自立を目標にした生活支援として、母子福祉資金の貸付け、ひとり親家庭等医療費の助成等の支援が必要となっています。

【課 題】

放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の設置基準が制定され、留守家庭児童会の学校移設など、早急に対応する必要があります。

様々な障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりのニーズに応じた適切な療育支援の推進に努めます。

ひとり親家庭等の自立支援について、相談体制の充実や子育て・生活支援、就業支援等の自立を支援するため、各種制度の情報提供及び児童扶養手当、医療費の一部助成など公的制度の支援策を適切に実施していくことが必要です。



【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
留守家庭児童会の整備・充実	<p>土曜日や長期休みの事業内容の変更など量的にも質的にも拡充されるような事業計画を図り、安全、安心な生活を保障する場所とし、成長や発達を促し支援を図ります。</p> <p>また、利用児童については、現在の小学3年生までから、小学6年生まで利用拡大されること及び放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の設置基準が制定されることから、場所の確保が困難になるため、各小学校に移転し運営を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学6年生まで利用拡大 ○各小学校に移転設置 ○障がい児の受入れ 	児 童 課
障がいのある子や特別な支援が必要な子どもへの支援の充実	<p>児童デイサービスセンター等関係機関と連携しながら、保育園における障がい児の受入れ体制の充実を図ります。</p> <p>発達に遅れのある子どもや障がいを持った子どもや家族が、安心して地域で生活するためには、早期発見・早期療育が大変重要であることから、関係機関と連携し個々のニーズに応じた個別指導計画に基づく療育サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援事業 ○放課後等デイサービス事業 <p>日頃から悩んでいる保護者等に対し、外部から高度な専門知識を有する講師を招き、障害の有無の診断、今後の療育の方法等のアドバイスを受けたり、道の各種事業を活用し、専門職員による相談支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児発達相談支援強化事業 ○障がい児等支援体制事業「専門支援事業」 ○道立施設等専門支援事業 	児 童 課

経済的支援の充実	各種制度について、広報等で周知をし、経済的支援を図ります。 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当	福祉課 児童課
	幼稚園教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園が行う入園料及び保育料を減免する就園奨励事業に対し、補助金を交付します。 ○幼稚園就園奨励費の補助	学務課
ひとり親等の自立支援の体制づくり	各種制度の周知や説明を行い、自立に向けての支援体制の推進を図ります。 ○貸付金制度 ○住宅優先制度 ○遺児年金制度 ○医療助成の一部助成制度等	福祉課 健康推進課
不登校児童・生徒への支援の充実	不登校児童・生徒を減少させるため、「適応指導教室」を活用するとともに、保護者・学校と連携し、早期の学校復帰を支援します。	学務課
児童虐待防止対策の強化	子どもと家庭に関するさまざまな問題について相談に応じ、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し相談員による相談体制の充実に努めます。	児童課

3 子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり

【現 状】

情報化社会の著しい進展に伴い、雑誌、ビデオ、テレビ等のメディアなどによる性や暴力等に関する過激な情報の氾濫や、携帯電話やインターネット等の利用に関係した子どもの犯罪や被害の増加などが問題となっています。

本市では、子どもたちの健全な育成を害するとおもわれる有害な環境を浄化するため、全道一斉立入調査に合わせて有害図書類等の販売店などの立入調査を行っています。

【課 題】

性、暴力等の有害情報については、子どもたちに対する悪影響が懸念される状況にあることから、学校・家庭・地域・関係団体等が連携し、有害な環境を浄化し、犯罪等の被害から子どもたちを守るための活動に努めることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内容・事業名	関係課
福祉と教育の連携	幼稚園、保育園、小学校間における情報交換の徹底及び継続的な支援体制づくりを図ります。 ○教育支援委員会（旧就学指導委員会） ○幼稚園指導要録の提出 ○保育所児童保育要録の提出	児童課 学務課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子ども達の健全な育成を害する有害な環境の浄化を図ります。 ○有害図書等の立ち入り調査 ○カラオケボックス等の立ち入り調査	生涯学習課
家庭児童相談業務の充実	児童相談所や民生委員・児童委員との連携及び相談業務体制の充実を図ります。	児童課



第2節 子どもを健やかに育む家庭

1 安心して産み育てることを見守る体制づくり

【現 状】

近年の社会環境の変化は非常に大きいものがあり、それに伴って、子育てをめぐる環境も大きく変化してきています。

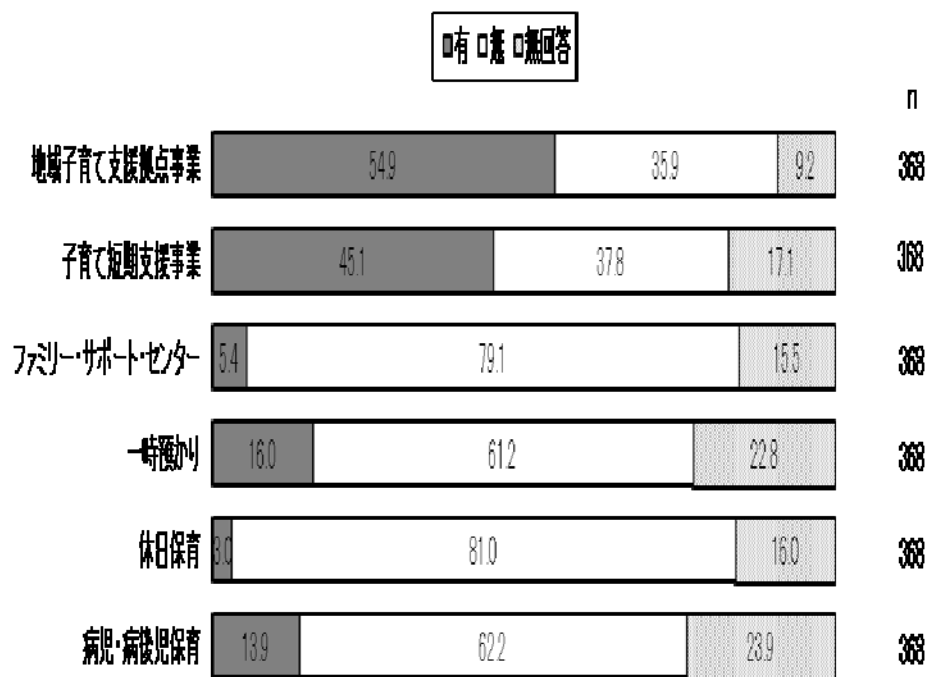
特に、少子化に伴う核家族化の進行や就労環境の変化が進み、親の子育てに対する不安や負担増に加え、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄となり、孤立化している子育て家庭が多くなってきているのが現状です。

本市では、子育て親子に遊びや交流の場を積極的に提供しており、育児不安等に関する相談・援助等の子育て支援を行っています。

また、安心して出産・育児ができるよう妊娠期からの相談支援体制の充実を図っており、医療費の一部助成など、経済的な援助も図っています。

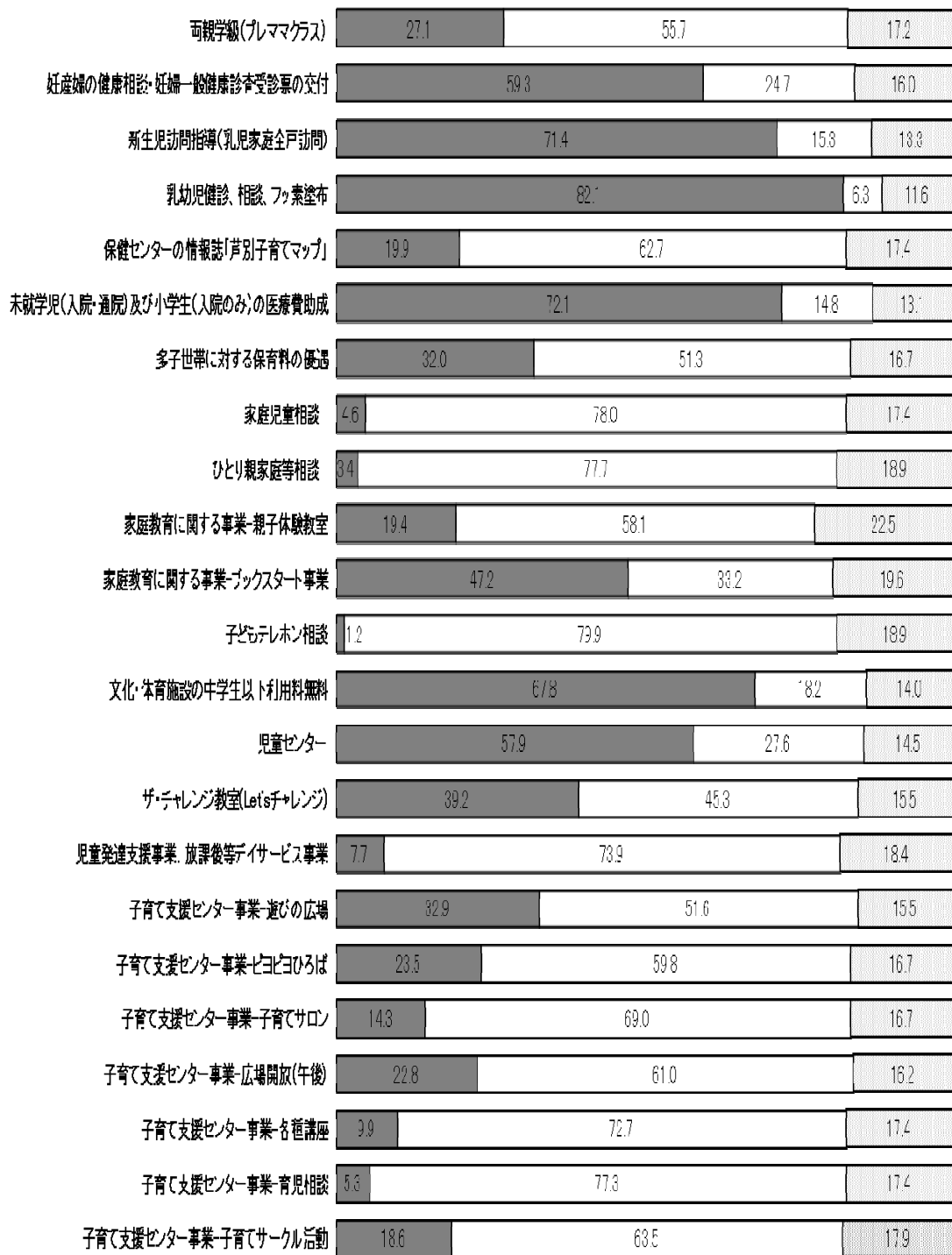
(1) 子育て支援事業の利用実績に対する主な調査結果

- ① 子育て支援事業の利用の有無について（アンケートに回答した全てのかたが対象）



② 利用したことがある子育て支援事業について（アンケートに回答した全てのかたが対象）

□はい □いいえ □無回答



【課題】

妊娠、出産、子育てに関する悩みや不安を抱いている親が存在しているため、地域

の社会資源を効果的に活用し、多様なサービスを提供するとともに、子育てに関する情報提供や安心して子育てができるような、支援体制に努めることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
多様な子育て支援サービスの充実	<p>子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりや地域における子育て支援の交流の場としての子育て支援センターの充実を図ります。</p> <p>また、子育てに不安や悩みを抱える親が気軽に集い、子どもたちを遊ばせながら、親同士が打ち解けた雰囲気の中で自由に相談や意見交換等ができる子育て支援事業の充実を努めます。</p> <p>○遊びの広場 ○広場開放 ○子育てサロン ○サークル支援 ○子育て相談 ○ピヨピヨ広場</p>	児 童 課
妊娠期から乳幼児期等の親子の健康づくり及び育児支援体制の充実	<p>両親が子育てに自信を持ちながら育児ができるよう、妊娠期から発達段階に応じた育児支援体制の充実を努めます。</p> <p>○プレママクラス ○妊婦個別相談 ○乳幼児健康診査 ○健康相談 ○歯科相談 ○予防接種 ○健康づくり事業のPR ○フッ素塗布</p>	健康推進課
不妊治療への支援	<p>不妊に悩む女性に対する相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>○不安やストレスを解消できる環境づくり</p>	健康推進課
小児医療の充実 *子どもの健康管理と事故予防	<p>医療費の一部助成</p> <p>○未就学児（満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）のかたは、自己負担なし。</p> <p>○小学生は、入院費のみ該当となり、市民税課税世帯は、医療費の1割、非課税世帯は、初診時一部負担金を利用者が負担。</p>	健康推進課

	<p>芦別市三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と協力を持ち、乳幼児定期健診・各種機関での相談を活用し、予防接種の勧奨、乳幼児の事故予防・防止など各種情報提供・支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報での休日当番院の情報提供 ○予防接種事業の実施 ○道実施の夜間救急病院の電話相談事業 「小児救急電話相談事業」のPR 	健康推進課
個別に応じた育児支援	<p>安心して妊娠・出産・育児ができるよう個々の状況に応じた育児支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦訪問、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ○乳幼児健康相談 	健康推進課
	<p>必要に応じ、関係機関と連携し、個別の様子に配慮した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周産期養育者支援に係る保健・医療の連携 ○虐待予防ケアマネジメントシステムの推進 	
食育の推進	<p>「第2次芦別市食育推進計画」に基づき、家庭を中心に幼稚園・保育所・学校・地域・生産者・行政等が互いに協力し効果的に食育関連事業を展開・推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市広報等を活用した食に関する情報提供 ○園児に対して、可能な調理に参加するクッキング保育の実施 ○子育て中の親を対象とした調理実習講座 ○給食メニュー・サンプル展示 	健康推進課 児童課

2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

【現 状】

本市では、結婚・出産後も仕事を続けることができるよう、仕事と子育ての両立支援のための国等の施策活用、体制整備について企業等へ働きかけを行うとともに、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供等について、関係機関と連携を図りながら行っています。

また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る留守家庭児童会を現在、本町（ひばり児童会）・上芦別（すみれ児童会）地区に2カ所設置しています。

また、多様な保育需要に応じ、時間外保育などの保育サービスの拡充に努めるなど、保護者が働きやすい環境を整えることが必要です。

【課 題】

新たに事業所内保育所「きらら」が開設され、改善が図られているものの、長引く不況による企業の経営悪化などにより、仕事と子育ての両立のための労働環境の改善が立ち遅れている状況にあるため、関係機関や企業との連携協力のもと、結婚・出産後も仕事を続けることができるような働きかけに努めることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
一時預かりなどの家族支援の充実	多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充や保護者が働きやすい環境の整備を図り、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対応します。 また、非定型及び緊急の一時預かりについては、午前7時30分から午後6時30分までの時間外保育で対応しています。	児 童 課
仕事と子育ての両立支援	労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供について、関係機関との連携協力のもと、結婚・出産後も仕事を続けることができるような環境の整備を図ります。 ○育児休業の取得しやすい環境づくり	商工観光課

放課後児童の居場所づくり	<p>留守家庭児童会を安心安全な生活を保障する場所として、成長や発達を促し支援を図ります。</p> <p>○語学（英語）指導、百人一首教室、誕生会、夏祭り、焼き芋等の行事</p> <p>○異世代間交流</p> <p>○長期休み中の事業</p>	児童課 生涯学習課
--------------	---	--------------

第3節 子育てを支える地域

1 地域における子育て支援の充実

【現 状】

生活環境の悪化、急速な少子化の進行、女性の社会進出など、親の子育てに対する不安や負担感が強まっており、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄となり、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱えているのが現状です。

本市では、子育て支援センターにおいて、相談支援等各種事業を展開しており、子育て支援の充実に努めています。

【課 題】

地域住民、町内会、民生委員・児童委員、芦別本町地区子ども育成連合会、更生保護女性会などが、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を図ることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
子育て支援のネットワークづくり	<p>少子化の進行等により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱えていることから地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、意識啓発の推進を図ります。</p> <p>○サークル活動への支援</p>	児童課
子育て支援サポーター等人材育成の推進	<p>子育て経験者等の子育てサポーター及びボランティア団体等を育成し、地域においての子育て支援や家庭教育の支援の推進を図ります。</p> <p>○子育てサポーター養成講座の受講</p>	児童課

2 安心・安全な子育てを支える地域づくり

【現 状】

本市では、幼稚園・保育園の入園時及び小学校入学時に交通安全啓発チラシを配布し、各学校において交通安全教室を開催するなど交通安全の啓発を行なっています。

子どもを交通事故から守り、安全を確保するため、市や警察をはじめとする関係機関と地域住民が連携し、市民全体で安全な体制づくりに努めることが必要です。

また、子育て世帯の多くが「親子で出かけやすく楽しめる場所や安全な公園」を求めており、子育て支援の充実に対する要望が多いことがわかります。

【課 題】

すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取組みが大切であり、子育てに関する多様なニーズに対して地域の社会資源を効果的に活用していくことが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
交通安全、犯罪防止等子どもを守る安全なまちづくり	交通事故から守るためのルールやマナーの習慣づけのための交通安全教室の開催等を行います。 ○幼稚園・保育園に交通安全啓発グッズ配布 ○交通指導員による街頭啓発 ○新1年生入学時に交通安全ランドセルカバーの配布 ○交通安全ひろめーる作戦 ○チャイルドシート短期貸出	市民課 児童課
	防犯灯の維持管理や子ども110番緊急避難所の設置、駆け込み訓練の実施を行います。 ○子ども110番緊急避難所の設置箇所の拡大と児童・生徒への周知 ○青色回転灯による防犯パトロールの実施 ○防犯都市宣言を推進する会の運営や各種防犯事業の実施（社会を明るくする運動及び市民集会・防犯都市宣言を記念する市民の集い） ○防犯団体に対する運営費の補助	市民課 生涯学習課

	<p>関係機関・団体・家庭との連携を図りながら総合的な非行防止対策の強化に努めます。</p> <p>○青少年補導活動（祭典特別パトロール・万引き防止特別パトロール・非行防止パトロール）</p> <p>○列車・バス添乗補導</p> <p>○家庭児童相談室と関係機関等との連携</p>	生涯学習課 児童課
公園、道路等生活環境の整備	<p>道路の整備、バリアフリー化、冬期間の通学路の除排雪等、安全な道路の確保に努めます。</p> <p>○公共施設の段差の解消</p> <p>○道路の凸凹の整備</p> <p>○歩道の除排雪（冬期の歩道確保）</p>	都市建設課
	<p>安全な遊具の整備や駐車場の確保等、子育て世代のニーズに応える公園の整備に努めます。</p> <p>○安全な遊具及び駐車場の整備等、安心して使用できる公園づくり</p> <p>○公園内での危険な遊びの防止・施設に対するいたすら・ゴミ散乱防止など育成会や町内会を通じて児童への意識の啓発を図るなど地域で参加する公園づくり</p>	都市建設課
地域で支える児童虐待防止対策の強化	<p>虐待の早期発見と子どもの安全確保のための地域支援体制づくりに努めます。</p> <p>○幼稚園・保育園・学校などからの情報提供及び支援体制の強化</p> <p>○早期発見のため住民一人ひとりが地域の子どもたちを見守り、地域と連携した情報協力の体制づくり（児童虐待の通告義務の周知）</p> <p>○情報収集後の関係機関（児童相談所、民生委員・児童委員等）との迅速なネットワークづくりの機能強化</p> <p>○地域で支える育児力形成支援体制づくり</p> <p>○公的な関係機関との連携だけでなく、地域のさまざまな関係者との連携強化</p>	生涯学習課 児童課

第5章 教育・保育提供区域の設定

第1節 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

第2節 教育・保育提供区域の設定

1 芦別市における教育・保育提供区域

芦別市全域を1区域として設定する。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	芦別市全域	教育・保育の区域設定については、全域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から芦別市全域を基本とする。なお、留守家庭児童会については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とする。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	芦別市全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、芦別市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	芦別市全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、芦別市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	芦別市全域	現状どおり、芦別市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	芦別市全域	現状どおり、芦別市内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	芦別市全域	芦別市内全域とする。

<p>子育て短期支援事業</p> <p>ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など体面上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う</p>	<p>芦別市全域</p>	<p>芦別市内全域とする。</p>
<p>子育て援助活動支援事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施</p>	<p>芦別市全域</p>	<p>芦別市内全域とする。</p>
<p>一時預かり事業</p> <p>幼稚園・保育所において、一時的に預かる事業</p>	<p>芦別市全域</p>	<p>教育・保育施設での利用も含むため、芦別市内全域とする。</p>
<p>時間外保育事業</p> <p>延長保育・休日保育</p>	<p>芦別市全域</p>	<p>通常利用する施設等での利用が想定されるため、芦別市内全域とする。</p>
<p>病児・病後児保育事業</p> <p>保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業</p>	<p>芦別市全域</p>	<p>芦別市内全域とする。</p>
<p>放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)</p> <p>共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業</p>	<p><u>小学校区</u></p>	<p>現状どおり、各小学校区を基本として実施する。</p>

第6章 教育・保育施設の充実

第1節 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。

その上で施設型給付を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

第2節 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

また、平成28年度から、子どもセンター保育園と上芦別保育園を統合します。

1 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■ A提供区域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	210人	210人	210人	210人	210人
確保の内容	129人	128人	129人	126人	118人
特定教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
確認を受けない幼稚園	129人	128人	129人	126人	118人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

2 2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）

■ A提供区域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	108人	52人	52人	52人	52人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	108人	52人	52人	52人	52人
確保の内容	51人	50人	51人	49人	47人
特定教育・保育施設	50人	49人	50人	48人	46人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	1人	1人	1人	1人	1人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

3 3号認定（0歳、保育園を利用希望）

■ A提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	10人	10人	10人	10人	10人
確保の内容	9人	9人	10人	10人	10人
特定教育・保育施設	9人	9人	10人	10人	10人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

4 3号認定（1・2歳、保育園を利用希望）

■ A提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	72人	48人	48人	48人	48人
確保の内容	46人	43人	42人	47人	48人
特定教育・保育施設	44人	41人	39人	44人	44人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	2人	2人	3人	3人	4人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

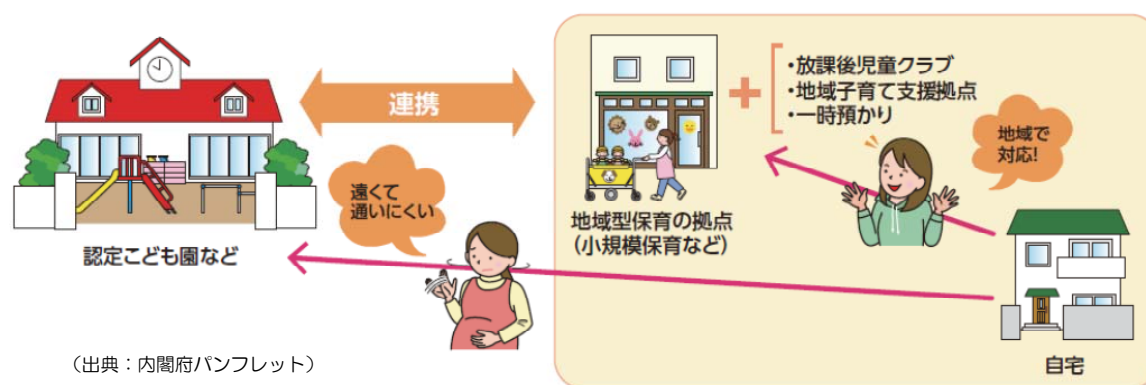
第3節 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえ、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。

- ・ 認定こども園の整備促進、普及に係る考え方
 - ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育
 - ・ 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
 - ・ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割
 - ・ 0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携 等
- 地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）

芦別市では現在ありません。



第4節 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもへの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実

第5節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実

第1節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

1 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、幼稚園・保育園での学校教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

芦別市では、平成27年度から実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（11時間）を超えて、最長で午前7時30分から午後6時30分までの保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

芦別市では、平成28年度から30分延長し午後7時まで実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人/月）	0人	200人	200人	200人	200人
確保の方策（人）	0人 ※実施体制	2人 ※実施体制	2人 ※実施体制	2人 ※実施体制	2人 ※実施体制

3 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢] 就学児(6~11歳)

芦別市では、平成27年度中に、各小学校内で、実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み(人)	100人	98人	93人	88人	85人
確保の方策(人)	110人	110人	110人	110人	110人
【高学年】 量の見込み(人)	10人	10人	9人	9人	8人
確保の方策(人)	10人	10人	10人	10人	10人

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。

[対象年齢]0~5歳

[単位]延べ利用者数(年間)人/年

芦別市では、現在実施していませんが、今後のニーズに合わせ対応を図ります。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人/年)	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策(人/年)	0人	0人	0人	0人	0人

5 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

芦別市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	59人	59人	57人	55人	53人
確保の方策	5人 ※実施体制	5人 ※実施体制	5人 ※実施体制	5人 ※実施体制	5人 ※実施体制

※対象者全員になるので、実施体制を決める必要があります。

6 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

芦別市では、現在実施していません。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策	0人 ※実施体制	0人 ※実施体制	0人 ※実施体制	0人 ※実施体制	0人 ※実施体制

※対象者全員になるので、実施体制を決める必要があります。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

7 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

[単位]延べ利用者数 人/月

芦別市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/月)	608人	568人	552人	508人	460人
確保の方策(か所)	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所

8 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②子どもセンター保育園は1～5歳

[単位] 延べ利用者数(年間)人/年

(1) 幼稚園における在園児対象型

芦別市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計(人/年)	5,948人	5,902人	5,949人	5,810人	5,441人
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	5,948人	5,902人	5,949人	5,810人	5,441人
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策(人日/年)	5,948人	5,902人	5,949人	5,810人	5,441人

(2) 子どもセンター保育園における一時預かり事業

芦別市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人/年)	514人	491人	491人	480人	456人
確保の方策(人/年)	2,900人	2,900人	2,900人	2,900人	2,900人
保育園の一時預かり(在園児対象型以外)	2,900人	2,900人	2,900人	2,900人	2,900人
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	0人	0人	0人	0人	0人

9 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

芦別市では、現在実施していませんが、今後のニーズに合わせ対応を図ります。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日／年）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策（人日／年）	0人	0人	0人	0人	0人
病児保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0人	0人	0人	0人	0人

10 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢] 就学児

芦別市では、現在実施していませんが、今後のニーズに合わせ対応を図ります。

量の見込み（低学年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人／日）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策（人／日）	0人	0人	0人	0人	0人

量の見込み（高学年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人／日）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策（人／日）	0人	0人	0人	0人	0人

1 1 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

芦別市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	60人	59人	58人	56人	54人
確保の方策	5人	5人	5人	5人	5人
	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

1 2 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

芦別市では、実施しません。

1 3 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

芦別市では、実施しません。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、芦別市におけるこれらの連携を推進します。

第8章 次世代育成支援行動計画の評価と課題

第1節 目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、芦別市においてこれまで取り組んできた「芦別市次世代育成支援行動後期計画 あしべつっ子 次世代プラン（平成22年度～26年度）」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

第2節 基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

第3節 対象

○ 本計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期		少年期	
子ども・子育て支援法								
次世代育成支援対策推進法								

第4節 指針となる視点

- 1 すべての子どもが幸せに健やかに成長する体制づくり
- 2 すべての親が子育てを通じて喜びを感じる環境づくり
- 3 社会全体が子育てを支援する地域づくり

第5節 基本目標

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

第6節 目標実現に向けた施策内容の評価と課題

目標1 地域における子育ての支援

1-1 子育て支援に関するサービスの充実

- ・概ね計画通りに実行した。子育てサポーター及びボランティア団体の育成や地域の人材を活かした事業の啓発は未実施。
- ・重点事業として、プレママクラス（初産婦への参加勧奨）、乳児家庭全戸訪問を実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
総合的な子育て支援の推進	総合的な子育て支援の推進と児童の健全育成を目的に、保育園・児童センター・地域子育て支援センター・児童デイサービスなどを一つに集めた複合施設「子どもセンターつばさ」を平成15年1月に開設しました。 保育士・家庭児童相談員・栄養士・看護師等の配置により子育て支援施設の核として、より一層の連携を図りながら、多くの市民が安心して活用できる支援体制の確立に努めます。	児 童 課
子育て支援センターの充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-1」、「目標6-3」	児 童 課
子育て支援機能の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-1」、「目標6-3」	児 童 課
	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-2」	健康推進課
	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-1」	生涯学習課
世代間交流の実施	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-1」	児 童 課

1-2 保育サービスの充実

- ・計画通りに実行した。通常保育のほかに一時預かりに対しては、保護者のニーズに応じて実施。
- ・看護師等のサポート体制及び多子世帯に対する保育料の優遇については、継続・実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
多様な保育サービスの推進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標1-3」	児 童 課
保育計画等に基づく保育サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標1-1」、「目標1-5」	児 童 課
看護師等のサポート体制の充実	保育所児童健康診断、健康管理、健康相談及び子どもセンター利用者の育児相談や予防接種アドバイス等、サポート体制の強化に努めています。 さらに、健康推進課保健師・歯科衛生士とも連携して、様々な健康予防対策の情報提供に努めています。	児 童 課
多子世帯に対する保育料の優遇	幼稚園・保育園入園利用の保育料の優遇。 ○同一世帯から2人以上の児童が入園している場合については、保育料の軽減を図っています。 （就学前に2人以上いた場合、2人目が半額になります。） ○第3子以降の保育料の減免。 （少子化対策の一環として、義務教育終了前の児童が3人以上いる世帯における保育料負担を軽減するために、保育料を無料とする負担軽減措置を講じています。）	児 童 課
研修による保育士の資質向上	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標1-5」	児 童 課

1-3 子育て支援のネットワークづくり

- ・計画通りに実行していない。乳幼児教育に関する意識啓発事業について、今後「子育て通信」ではなく、家庭教育に関する情報を提供。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
乳幼児教育に関する意識啓発	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-2」	生涯学習課

1-4 児童の健全育成

- ・概ね計画通り実行した。家庭教育事業については、一部内容を変更して実施。
- ・青少年健全育成事業については、計画通りに実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
家庭教育に関する学習機会の提供	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-1」	生涯学習課
青少年健全育成活動の推進		

目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

2-1 子どもや親の健康の確保

- ・計画通りに実行した。重点事業として、プレママクラス、妊婦個別相談、乳幼児健康診査・健康相談、予防接種、健康づくり事業のPR、妊婦・新生児訪問、乳幼児健康相談、周産期養育者支援に係る保健・医療の連携、虐待マネジメントシステム事業（産後うつや虐待予防）実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
母親及び子どもの健康づくりと育児支援体制の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-2」	健康推進課
個別支援の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-5」	
歯の健康づくりの推進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-2」	
望ましい食習慣の育成	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-6」	
健康づくり事業	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-2」	

2-2 食育の推進

- ・計画通りに実行した。重点事業として、「第2次芦別市食育推進計画」に基づき、健全な食生活や食慣習を実践できるような効果的に食育関連事業の展開・実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
食に関する学習の機会の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-6」	健康推進課
食に関する学習の機会の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-6」	健康推進課 生涯学習課 児童課

2-3 思春期保健対策の充実

- ・計画通りに実行した。子育て疑似体験事業は、引き続き行い継続・実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
思春期保健対策の充実	父性母性の育成と命の尊厳について学ぶことを目的とした子育て疑似体験事業（主催者：社会福祉協議会ボランティアセンター）については、主催者と内容を検討しながら連携を図り実施します。 ○ボランティアスクール（子育て疑似体験事業） ○「子どもテレホン相談」の設置	健康推進課 生涯学習課

2-4 小児医療の充実

- ・計画通りに実行した。予防接種事業の実施、小児緊急電話相談事業の利用促進を図り、相談しやすい体制づくりを継続。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
子どもの健康管理と事故予防	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-4」	健康推進課

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3-1 次代の親の育成

- ・一部実行した。子育て経験者等の子育てサポーター養成など家庭教育への支援の充実。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
子育てサポーターの養成	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-3」	児 童 課
児童等の乳幼児ふれあい体験の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-1」	

3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- ・計画通りに実行した。重点事業として、平成25年度に設置した芦別市特別支援教育連携協議会の適切な相談・支援体制等の充実。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
福祉と教育の連携	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標3-1」	児 童 課 学 務 課
確かな学力の向上	児童生徒の学力を的確に把握し、児童生徒個々の学習進度に応じた学習指導の充実を図ります。 また、家庭における生活習慣や家庭学習を定着させるための取組を推進します。	学 務 課
不登校児童・生徒への対応	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-5」	学 務 課
健やかな体の育成	各学校・医師会・歯科医師会・薬剤師会及び学校保健会との連携のもと、児童生徒及び教職員の疾病の早期発見と健康の保持増進に努めています。 子どもの体力が低下してきていることから、学校・家庭・地域が連携して運動やスポーツを行う機会を増やします。	学 務 課
信頼される学校づくり	学校評議員制度や学校関係者評価制度等により、自校の現状や課題を的確に把握し、学校経営を改善していきます。 また、地域や家庭へ学校の情報を積極的に発信し、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。	学 務 課

幼児教育の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-3」	学 務 課
幼児教育の充実	私立学校教育の振興と健全な発展に資することを目的に、学校法人等に対して、補助金を交付します。 ○私立学校助成制度に関わる運営費の補助	学 務 課

3-3 家庭や地域の教育力の向上

- ・一部実行した。家庭教育講座及び家庭教育講演会は廃止して、他の家庭教育事業に編成。

3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・計画通りに実行した。有害図書等の立ち入り調査の実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標3-2」	生涯学習課

目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

4-1 安全な道路交通環境の整備

- ・計画通りに実行した。歩道補修について、道路構造令にあった整備。冬季間の通学路の確保については、除排雪計画に基づき実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
安全な道路環境の整備促進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標7-2」	都市建設課

4-2 安心して遊び生活することができる環境の整備

- ・計画通りに実行した。公園施設について、遊具等の点検を実施し補修及び修繕の実施。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
公共施設等の整備	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標7-2」	都市建設課

4-3 環境対策の推進

・計画通りに実行した。地域ぐるみの美化活動の推進。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
環境美化の推進	<p>地域ぐるみの美化活動を推進します。（全市一斉親子クリーン作戦、環境美化里親制度、国道452号クリーンアップ作戦、町内会や職場、学校単位で組織された団体による自主的なごみ拾い活動など。）</p> <p>地域における自主的な清掃活動を支援するためのボランティア収集ごみ袋を交付します。</p> <p>不法投棄禁止看板、ポイ捨て禁止看板及び犬猫の糞の放置禁止看板を設置します。</p>	市民課

目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

5-1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

・一部実行した。労働基準法等関係法律の遵守及び啓発。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標5-2」	商工観光課

5-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

・計画通りに実行した。重点事業として、子ども・子育て支援新制度により留守家庭児童会の拡充。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
多様な働き方の見直しの啓発	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標5-2」	商工観光課 児童課
留守家庭児童会の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-1」、「目標5-3」	児童課
世代間交流の実施 各種事業・教室等の開催	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標6-1」	児童課 生涯学習課

目標6 子ども等の安全の確保

6-1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

- ・計画通りに実行した。交通安全教室の実施。子どもを交通事故から守るために、各種団体と連携・協力体制の強化。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
交通安全教育の推進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標7-1」	市 民 課
関係機関の連携強化		

6-2 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

- ・計画通りに実行した。青少年非行を阻止するために各関係機関・団体・家庭と連携を図りながら、協力して総合的な非行防止対策等の推進。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
総合的な犯罪防止対策の推進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標7-1」	市 民 課
青少年補導活動及び非行防止活動の実施	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標7-1」	生涯学習課
子ども110番緊急避難所の設置		

6-3 被害に遭った子どもの保護の推進

- ・計画通りに実行した。重点事業として、家庭児童相談室だけで問題解決できないケースが増えてきているので、児童相談所や民生委員・児童委員等との連携・支援体制の充実。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
家庭児童相談室の連携・充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標3-3」、「目標7-3」	児 童 課
相談体制の連携・充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標3-3」、「目標7-3」	児 童 課 学 務 課 生涯学習課

目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

7-1 児童虐待防止対策の充実

- ・計画通りに実行した。重点事業として、乳幼児健康診査等の母子保健事業の活用や要保護児童対策地域協議会の有効活用。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
育児力形成への支援	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標4-5」	健康推進課
虐待防止ネットワークの活用	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-6」	児 童 課
家庭児童相談室の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標3-3」	児 童 課
子どもテレホン相談の設置	社会的に問題となっている「いじめ」問題に対応するために、青少年センターに「子どもテレホン相談」を設置しています。	生涯学習課

7-2 ひとり親等の自立支援の推進

- ・計画通りに実行した。各種制度の周知。

主な施策	内 容・事 業 名	関係課
各種制度の周知 自立支援業務	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-4」	福 祉 課
相談支援や交流事業	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-4」	福 祉 課 健康推進課

7-3 障がい児施策の充実

- ・計画通りに実行した。重点事業として、児童課では、平成24年度から、就学児に対する放課後等デイサービス事業の開始・提供。家族への相談支援（児童デイサービスセンター利用者）。今後、障がい児発達相談支援強化事業の実施。
- ・重点事業として、学務課では、特別支援学級の児童の状況に応じてきめ細やかな対応。また、特別支援教育連携協議会における活動の推進。

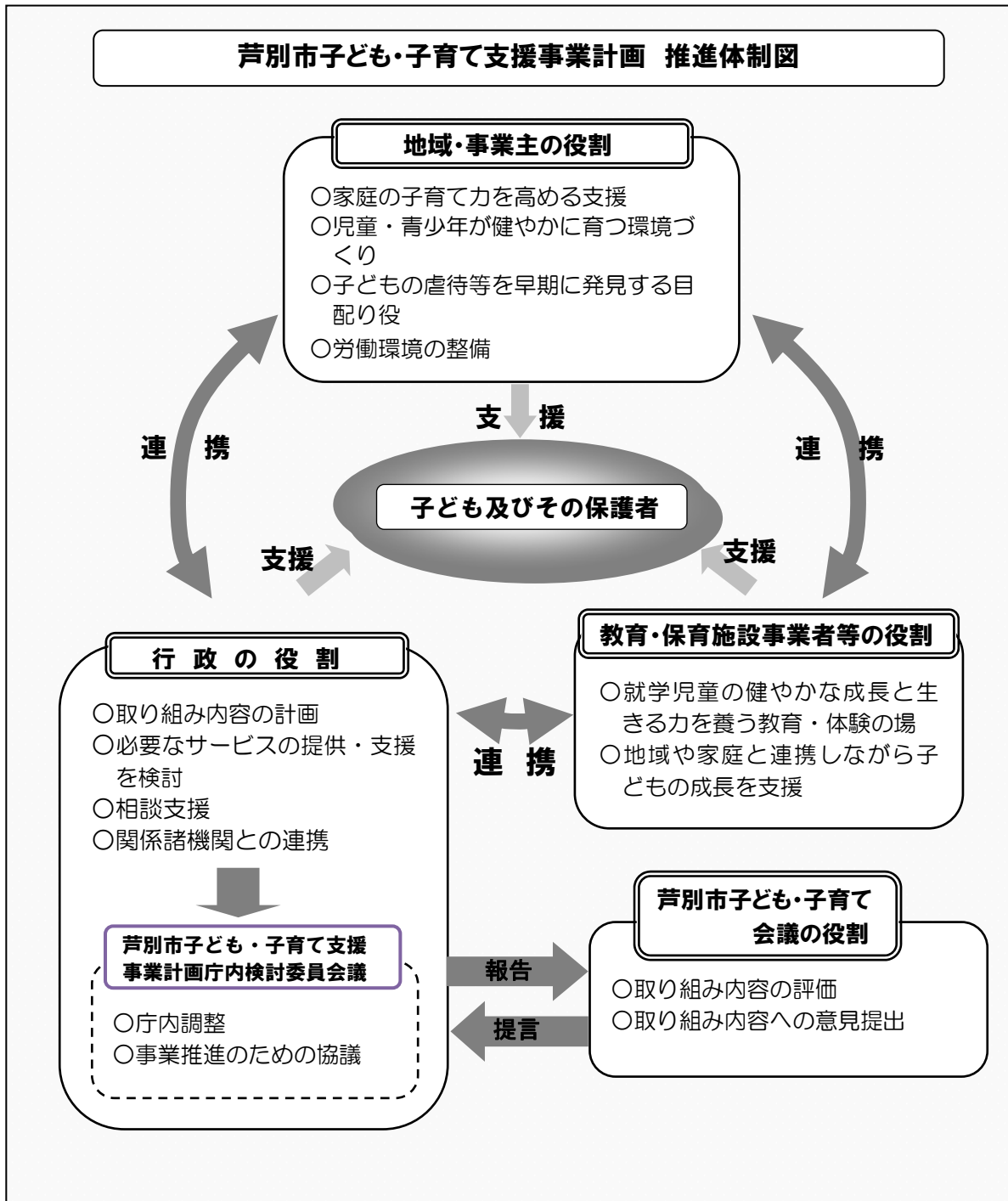
主な施策	内 容・事 業 名	関係課
障がい者への支援事業	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-2」	福 祉 課 児 童 課
質の高い療育サービス及び療育・就学相談の充実	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-2」、「目標3-1」	学 務 課 児 童 課
療育サービスの	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施	児 童 課

充実	「目標2-2」、「目標4-1」	
障がい児保育の受け入れの推進	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 「目標2-2」	児 童 課
特別支援教育の推進	<p>小学生では、子ども・子育て支援事業計画で推進・実施「目標2-2」、「目標3-1」</p> <p>中学生では、引き続き次世代育成支援行動計画で推進・実施。</p> <p>また、学習障がい等を持ち合わせている生徒に対する適切な指導を行うため、学校における特別支援教育コーディネーターを中心とする校内指導体制の充実を図るほか、各学校において学習支援員の配置を必要としている現状を踏まえ、全ての学校に学習支援員を配置することができるよう星槎大学との連携を密にし、人材の確保・精選等の取組みを進める。特別支援教育に関する保護者や地域への情報提供については、「特別支援教育連絡協議会」における活動を推進する中で充実を図る。</p>	学 務 課

第9章 計画の推進体制

第1節 関係機関等との連携

芦別市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



第2節 役割

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

芦別市は、子ども・子育て支援法に基づき「芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、事業の提携体制の確保や円滑な実施に向けての計画など、都道府県と緊密な連携を図ることとします。

① 行政の役割

社会情勢や経済情勢、国の施策の動向に的確かつ柔軟に対応しながら「自助」・「共助」・「公助」の原則と「協働」による子育て支援を堅持しつつ、行政が担うべき事業の見直しに努める。

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

② 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する。

- 人権を尊重し、愛情と責任を持って接する
- 規則正しい生活リズム・習慣を身につけさせる
- 家庭や社会のルールを身につけさせる

③ 学校の役割

質の高い学校教育・保育のサービスの充実を図ります。

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④ 地域の役割

核家族化の進行などにより、近隣住民との交流が希薄化する今日、子育て家庭に対し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体

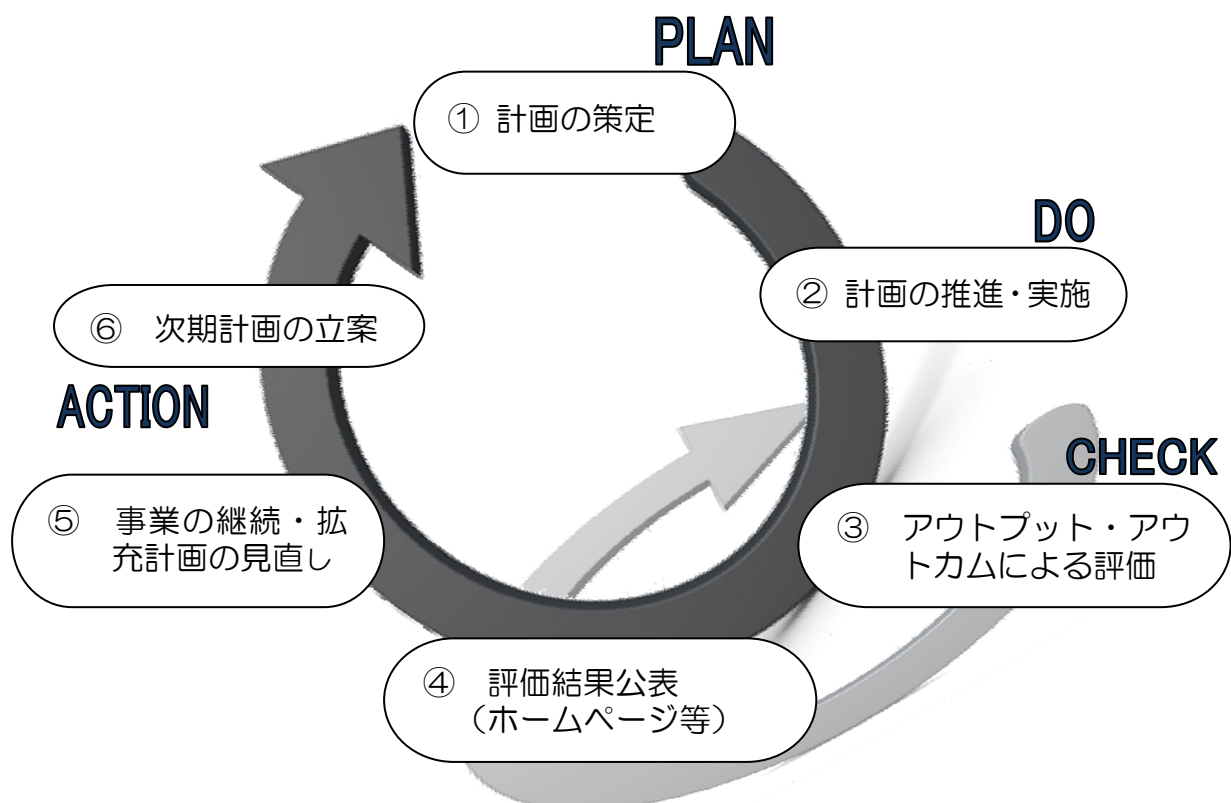
等による活動を核とし、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握及び地域全体が保護者の意識で見守るなど、地域の子育て支援を進める。

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
 - 子どもを地域の一員とし、子どもの人権を尊重した地域活動の場や機会をつくる
 - 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
 - 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役
- ⑤ 事業主の役割
- 子育て環境の充実のために、勤務の柔軟化を図るなど、子育てと就労の体制づくりに努める。
- 育児休業の取得しやすい環境づくり
 - 労働環境の整備

第3節 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づき施策の改善等につなげていきます。

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況や実施状況を、庁内検討委員会及び芦別市子ども・子育て会議で、事業の継続・拡充、計画の見直し評価について審議をし、計画の着実な推進を図ります。



- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編（案）

資料1 施策一覧（案・未定）

資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案・未定）

資料3 計画策定の経緯（案）

資料4 計画策定組織について（案）

資料5 用語解説（案）

資料編に関しては、全て案で、未定です。

資料1 施策一覧（案・未定）

子育て支援事業の一覧

資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案・未定）

資料3 計画策定の経緯（案）

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園における保護者の就労状況等のアンケート調査実施
平成 25 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回 芦別市社会福祉審議会開催 【議事】 ・ 芦別市版子ども・子育て会議について
平成 25 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回 芦別市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・ 芦別市版子ども・子育て会議について 【資料】 ・ 子ども・子育て支援新制度の概要 ・ 芦別市版子ども・子育て会議について
平成 26 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回（通算第 0 回）芦別市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・ 「子ども・子育て支援新制度」における芦別市の保育所等利用者負担について ・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について ・ 婚活支援事業について ・ 参考資料 子ども・子育て支援新制度について（内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室作成）

資料4 計画策定組織について（案）

子ども子育て会議委員一覧（平成25年度）

子ども子育て会議委員一覧（平成26年度）

子ども子育て会議事務局一覧（平成25年度）

子ども子育て会議事務局一覧（平成26年度）

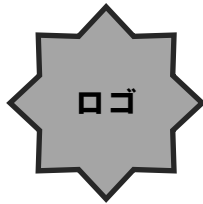
資料5 用語解説（案）

自治体独自に入れたい項目があれば追加。

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「協議会その他の合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める区長の付随機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

	用語	定義
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p>イメージ</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・ 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・ 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)



芦別市

芦別市子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月

発行 〇〇市

編集 〇〇市□□□□課

〒000-0000 住所

TEL 000-000-000 FAX 000-000-0000

ホームページ <http://www.URL>

E-mail oooooo@oooooooo.jp